

広報かるまい お知らせ版 418号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

寿大学第4回講座のお知らせ

- 日 時 7月20日(水) 10:00~11:30
- 場 所 町農村環境改善センター(役場となり)
- 内 容 御所野遺跡や縄文時代などについての講演
- 講 師 御所野縄文博物館長 高田 和徳 氏

- 内容は変更になる場合がございます。
- ご来場の際にはマスクの着用をお願いします。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当 ☎46-4744

農業委員1名を公募します

農業委員の欠員に伴い、補充選任のため農業委員1名の公募を行います。

町の農業振興、農地利用の最適化活動について、熱意のある方の応募をお待ちしています。自薦と推薦、どちらでも応募できます。

■募集期間

7月28日(木)まで

■募集人員

農業委員 1人

■委員任期

任命の日(町議会での議決)から令和7年3月31日まで

■応募方法

応募書類又は推薦書に必要事項を記載し、書面にてご提出ください。

用紙は、役場産業振興課又は農業委員会事務局窓口にて配布します。

町ホームページからもダウンロードできます。

- 推薦の場合 ⇒ 委員候補者推薦書(様式第1号)
- 自分で応募される方 ⇒ 委員候補者応募書(様式第2号)

【問い合わせ先】

産業振興課・農政企画担当 (☎46-4739)

農地パトロールへのご協力をお願いします

農業委員会では、7月から10月にかけて、町内農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。

調査にあたっては、農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地内に立ち入ることがございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 調査期間 7月から10月
- 調査範囲 町内の全農地

■主な目的

- 遊休農地の実態調査
- 遊休農地の発生防止
- 農地の違反転用発生防止

農地に住宅建築や植林(山林利用)する場合には農地転用許可が必要です

—— 違反転用は絶対にやめましょう ——

農地(田・畑)に住宅建築や植林をするには、農地法に基づく県知事の農地転用許可が必要です。

許可より前に着手してしまうと違反転用となり、原則原状復旧しなければなりません。

農地を農地以外に使用する場合、事前に農業委員会までご相談ください。

【問い合わせ先】農業委員会事務局 (☎46-4739)

第3回オレンジカフェかるまい「かだある茶屋」開催について

かだある茶屋は、認知症の人やその家族、地域の人に参加できる、認知症をテーマにしたオレンジカフェです。もの忘れのことや地域での生活のことを語り合いませんか。

どなたでも参加できますので、お気軽にご来場ください。

専門スタッフもいるので、各種相談もできます。

- 日 時 7月22日(金) 13:30~15:30
- 出入り自由、事前申し込み不要

■場 所 防災センター

■参加費 無料

【問い合わせ先】健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

企画展『夏休み宿題大作戦！』

■期間 8月17日（水）まで

読書感想文の課題図書や工作、自由研究の本を展示・貸し出しています。宿題の参考にどうぞ。

【問い合わせ先】町立図書館（☎46-4333）

農振除外の申出は 8月5日までです

軽米農業振興地域整備計画を定めています。計画は5年ごとに見直しを行っていますが、やむを得ず緊急で農地を転用し自宅を建築したいなどの計画がある場合のため、農振除外の申出期間を設けます。

令和5年度以降に「農地転用」を予定している方は、8月5日までに書類を準備の上、産業振興課にご相談ください。

■農振除外ができない場合もあります

提出された申請書を審査し、適切なものは除外・見直しをすることになりますが、用目的及び場所によっては除外できない場合もありますので、ご了承願います。

■提出書類

①農用地利用計画変更申出書及び事業計画書（様式はホームページをご覧くださいか、産業振興課窓口にて配布いたします）

②土地の位置図

③事業の概要がわかる図面（建物平面図等）

④土地の登記事項証明書及び公図の写し

⑤周囲の土地利用現況図（地目が記入されたもの）

⑥資金根拠（残高証明書等）

⑦位置選定検討表（他の土地との比較検討が必要）

⑧同意書（隣接農地の所有者等）

⑨委任状（行政書士に委任する場合）

■受付期間

令和4年8月5日（金）まで

【問い合わせ先】

産業振興課・農政企画担当（☎46-4739）

マイナンバーカード臨時交付窓口 の開設について

●証明書の時間外交付について

毎週水曜日は、午後7時まで、印鑑登録証明書、住民票等の交付、マイナンバーカードの受け取りと申請もできます。

平日来庁できず受け取れていない方は、ぜひご利用ください。

■日時 7月24日（日曜日） 9:00～16:00

■場所 役場1階 町民生活課

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当（☎46-4735）

新型コロナワクチン 1～3回目接種について

■実施日

7月下旬から

■使用するワクチンについて

ファイザー社製、武田/モデルナ社製

※12～17歳の方が使用できるのはファイザー社製のみ

※3回目接種は2回目接種後5カ月経過より接種可能

■接種場所

健康ふれあいセンター（県立軽米病院となり）

■予約方法

①電話予約・相談

軽米町コロナワクチン予約相談センター

☎0120-024-058（平日 9:00～17:00）

②インターネット予約（24時間対応）

QRコードまたは軽米町ホームページ内のこちらのイラストから予約可能です。



③来所して予約

上記①②での予約が困難な方は、健康ふれあいセンターで受付します。

（受付時間 平日9:00～11:00）

※1・2回目接種を希望する方はコロナワクチン予約相談センターまでご連絡ください。

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当（☎46-4111）

コロナワクチン予約相談センター

（☎0120-024-058）

夏の交通事故防止県民運動

スローガン 「締めました！ 乗る人みんなの 合言葉」

■期間：7月15日（金）～24日（日）

県内では期間中、夏の交通事故防止県民運動を実施します。

次のことに留意して、交通事故防止に心がけましょう。

・ゆとりのある運転を心がけ、暑さなどによる過労運転を防止しましょう。

・家庭や地域においては子どもへの注意喚起を行い、運転者は飛び出し等の危険予知をするなどし、夏休み中の子どもの交通事故防止に心がけましょう

・すべての座席のシートベルト（子どもにはチャイルドシート）の正しい着用を徹底しましょう。

・飲酒運転の危険性、違法性を認識し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

広報かるまい お知らせ版 418号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

令和4年度 国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税（以下「保険税」と表記）は、国民健康保険（以下「国保」と表記）に加入している方を対象に、病気やけがの際に備えて、医療にかかる費用をお互いに負担し、支え合うための財源となるものです。

保険税は世帯ごとに課税され、世帯主がまとめて納めます。税額は世帯ごとに所得や人数、資産などに基つき計算します。

■税額と税率

7月中旬に順次納税通知書を世帯に送付しますので、納期までの納付をお願いします。

内訳	医療給付費	後期支援金	介護納付金
①所得割額 (前年の総所得-基礎控除額43万円)	5.6%	1.7%	1.2%
②資産割額(固定資産税額)	18.0%	9.0%	7.0%
③均等割額(1人あたり)	17,000円	6,000円	5,500円
④平等割(1世帯あたり) ※特定世帯は半額 特定継続世帯(介護除く)は4分の3の額	23,000円	6,500円	6,500円
小計(①~④の合計)	医療分計⑤	支援分計⑥	介護分計⑦
限度額	65万円	20万円	17万円
合計⑧(年間の保険税額)	⑤+⑥+⑦		

※年間の保険税額(⑧)÷8回(納付回数)=1回分の納付額(年金特別徴収の場合は『年間の保険税額(⑧)÷6回(納付回数)=1回分の納付額』)です。

■納期限

第1期	令和4年8月1日	第5期	//	11月30日	
第2期	//	8月31日	第6期	//	12月27日
第3期	//	9月30日	第7期	//	1月31日
第4期	//	10月31日	第8期	//	2月28日

※国保に加入している方全員が65歳以上75才未満の世帯の世帯主で、かつ年額18万円以上の年金受給者の方は、特別徴収(年金からの引き落としでの納付)の対象となります。

※納付には、安心・簡単・便利な口座振替を利用しましょう。

新型コロナウイルスの影響による 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルスの影響で収入の減少が見込まれ、それぞれの基準に該当する場合は、申請により保険税が減免される場合があります。

■対象世帯・減免割合

- ①新型コロナウイルスにより、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯→全額免除
- ②新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の事業収入等(給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入)の減少が見込まれ、次の1.~3.の全てに該当する世帯
 1. 主たる生計維持者事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること
 2. 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 3. 減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得の合計額が400万円以下であること
 →右の表1で算出した(ア)対象保険税額に、表2の(イ)前年の合計所得金額区分に応じた(ウ)減免割合を乗じた額

■減免対象となる保険税

- ①令和4年度の国民健康保険税で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの
- ②令和3年度分の国民健康保険税で、令和3年度末に資格取得したことなどにより、令和4年4月以降に納期限が設定されているもの

■必要書類

- 減免申請書
- 収入申告書
- 添付書類
 - 死亡・重篤な傷病の場合⇒死亡診断書、医師の診断書など
 - 失業や事業廃止の場合⇒離職証明書、事業廃止届など
 - 収入減少による申請の場合⇒前年の確定申告書、売上を確認できる帳簿、給与明細など

【問い合わせ先】 税務会計課・課税担当 (☎46-4737)

再掲載

飲用井戸の整備を補助します

未給水区域の安全で安定的な飲用水の確保を目的に、飲用井戸の整備に要する費用を補助しています。

補助金の額は対象経費の1/2の額で、交付限度額は次のとおりです。

共同実施 世帯数	1世帯 (単独実施)	2世帯	3世帯	4世帯以上
限度額	400,000円	600,000円	800,000円	1,000,000円

補助を受ける際は事前の申請と年度内での事業完了が要件となります。設置を予定している方は早めの申し込みをお願いします。

なお、条件によっては補助を受けられない場合もありますので、申請前に地域整備課へお問い合わせください。

■受付期間

4月～10月頃まで（申請の状況により前後する場合あり）

■補助を受けられない事例

- ・給水区域内に飲用井戸等を設置する場合
- ・販売の目的で飲用井戸等付き専用住宅などを建築するときなど

再掲載

浄化槽設置費用の補助金について

公共下水道事業認可区域内にお住まいの方は、「公共下水道への接続」をお願いします。

「認可区域外の地域の方」は、「合併処理浄化槽の設置」による水洗化をご検討ください。合併処理浄化槽を設置する際は、設置に要する費用の一部補助を行っています。

設置は、県の登録を受けた工事業者までご相談ください。

■補助内容

用途	一般住宅	
補助の対象となる方	・公共下水道の事業認可区域外の方で、町内の専用住宅などへ合併処理浄化槽の設置を行う方	
補助を受けられない方	・補助申請の前に浄化槽を設置または工事に着手した方	
	・建築確認または浄化槽法に基づいた届出審査を受けずに浄化槽を設置した方	
	・申請した年度内に工事が完了しない方	
	・借家の方で、家主の承諾が無い方	
補助限度額 (人槽区分)	5人槽	352,000円
	7人槽	441,000円
	10人槽 (2世帯住宅)	588,000円
受付予定期間	令和4年10月頃まで	

【問い合わせ先】

地域整備課・上下水道担当(☎46-4742)

寡婦等の方に対して、医療費の一部を給付します

寡婦等が診療を受けた場合、医療費の一部を給付しておりますので、次に該当する方は、申請をお願いします。

■寡婦医療費の給付を受けることができる方

- ・寡婦のうち、69歳までの方
- ・児童が18歳に達した以後に配偶者のない女子になった69歳までの方

※ただし、次の方を除きます。

- ・本人の所得が150万円を超える方
- ・生活保護を受けている方
- ・世帯全体の所得が300万円以上の方
(別居している子の扶養になっている方で、子の所得が300万円を超えた場合も含まれます。)
- ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定が該当する場合

■給付の額

- ・本人負担額の2分の1（保険適用外の診療は除きます。）

■申請方法

- ・加入保険証・通帳をお持ちのうえ、健康福祉課で申請してください。

【問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当 (☎46-4736)

ハイキューフォトロケーション 中止のお知らせ

7月30日(土)に予定していたハイキューフォトロケーションは、海外等からの参加者が多く見込まれるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止させていただきます。ご了承ください。

【問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当 (☎46-4746)

義肢・装具等補装具 巡回相談のお知らせ

岩手県福祉総合相談センター主催の義肢・装具等補装具巡回相談会が開催されます。補装具の購入及び修理を希望する方は、この機会をご利用になり、相談されるようお知らせします。

■相談内容 義肢・装具等補装具等の購入等に係る判定

■日 時 8月2日(火) 10時30分～13時30分

(受付11時00分まで)

■会 場 二戸市総合福祉センター

※相談希望の方は、7月22日(金)までに健康福祉課福祉担当までご連絡ください。ご連絡のない場合、相談を受けられない場合があります。

【問い合わせ先】 健康福祉課・福祉担当 (☎46-4736)

広報かるまい お知らせ版

418号 ③

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

定期購入にご注意ください。

【相談事例】

- ①広告からお試し特別価格1回限りのつもりで注文したが、実際には、複数回購入することが条件の定期購入契約だった
- ②解約手続きをしたいのに、事業者につながらない
- ③解約保証の条件として、別途1ヶ月分の商品代金を通常価格で支払う必要があった

【アドバイス】

■お得感を強調した化粧品や健康食品などのネット注文は「注文確定ボタン」を押す前に次の3つを必ず確認しましょう

①1回限りの購入かどうか

「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば2回目以降も届きます

②2回目からの料金

「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います

③解約の方法

1回限りで簡単に、無料で解約できるか調べましょう

■事業者は、①～③の内容を最終確認画面で明確に表示しなければいけません。①～③の契約内容が分かりにくい通販サイトを利用する場合には、入念に確認しましょう

■トラブルを回避するためには、証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう

■困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理）などの相談に応じています

【問い合わせ先】二戸消費生活センター（☎23-5800）

二戸地区広域行政事務組合 消防職員採用試験を実施

■受験資格

- ・平成8年4月2日以降に生まれた方で、高等学校以上を卒業または令和5年3月に卒業見込みの方
- ・消防職員として職務遂行に必要な身体であること。
- ・採用後において二戸管内（二戸市、一戸町、軽米町及び九戸村）に居住できること。

■申込期限 8月12日（金） 17:00

※郵送の場合は8月12日必着

■試験日・場所

- ・第1次試験 9月18日（日） 二戸市立福岡中学校
- ・第2次試験 10月下旬予定
（第1次試験合格者に対して実施します。）

※詳しくは試験案内をご覧ください。
（QRコードからダウンロードできます。）



【問い合わせ先】

二戸地区広域行政事務組合消防本部

（☎0195-26-8111）